

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和4年04月01日	御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託	165,269,000		165,269,000	都市計画局都市企画部都市総務課	御池公共地下道コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和4年04月01日	鉄道維持管理業務	9,889,815		9,889,815	都市計画局都市企画部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和4年04月01日	パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務	8,196,571		8,196,571	都市計画局都市企画部都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和4年04月01日	令和4年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	20,196,888		20,196,888	都市計画局都市企画部都市計画課	JR西日本京都SC開発株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和4年04月04日	令和4年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務	12,010,000		12,010,000	都市計画局まち再生・創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和4年04月01日	令和4年度地域主体のまちづくり支援業務	16,200,000		16,200,000	都市計画局都市景観部景観政策課	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和4年04月01日	令和4年度木造住宅耐震化支援業務等委託	70,243,490		70,243,490	都市計画局建築指導部建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和4年07月01日	令和4年度近畿圏総合都市交通体系調査業務	12,222,100		12,222,100	都市計画局歩くまち京都推進室	中央復建コンサルタント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
009	令和4年04月01日	京都駅八条ロープウェイ乗降場における車両誘導・啓発等業務	23,487,750		23,487,750	都市計画局歩くまち京都推進室	株式会社コトナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
010	令和4年04月01日	令和4年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託	70,472,600		70,472,600	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和4年04月01日	令和4年度京都市地域優良賃貸住宅制度に関する業務	11,796,000		11,796,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和4年04月01日	京都市高齢年マンション専門家派遣運営業務	5,174,400		5,174,400	都市計画局住宅室住宅政策課	特定非営利活動法人マンションサポートネット	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和4年04月01日	洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業委託	72,457,159		72,457,159	都市計画局住宅室住宅政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和4年05月25日	代執行による特定空き家等の解体撤去業務	7,128,000		7,018,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社大坪組	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
015	令和4年04月01日	空き家相談窓口受付等業務委託	13,275,000		13,275,000	都市計画局住宅室住宅政策課	京都府行政書士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
016	令和4年09月21日	新たな空き家利活用促進業務	14,960,000		14,960,000	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社都市機能計画室	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
017	令和4年04月01日	京都市市営住宅の管理に関する協定	4,121,873,000		4,121,873,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和4年04月01日	被災者向け住宅情報センター運営に関する業務	5,294,000		5,294,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和4年06月20日	被災者向け住宅情報センターの運営に関する業務	11,000,000		11,000,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和4年04月01日	住宅管理システム運用・保守対応業務	37,474,250		37,474,250	都市計画局住宅室住宅管理課	住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
021	令和4年04月01日	錦林市営住宅境界確定等業務委託	6,187,500		6,187,500	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人 京都公共囀託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和4年09月22日	団地再生事業(錦林市営住宅)開発行為協議書等作成業務委託	10,549,000		10,549,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	第一測量設計株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事		
023	令和4年06月30日	三条・岡崎市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託(令和4年度)	9,999,000		9,999,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人 京都公共囀託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
024	令和3年06月14日	壬生東市営住宅に係る境界確定等業務委託	7,473,400		7,473,400	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	公益社団法人 京都公共囀託登記土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
025 令和3年06月23日	桃陵市営住宅敷地に係る境界確定等業務委託	5,402,100		5,987,300	都市計画局住宅室すま いまちづくり課	公益社団法人 京都公共嘱託登記 土地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品			
026 令和3年07月01日	京都市崇仁住宅地区改良事業及び土地区画整理事業に係る計画変更等検討業務委託	11,547,800		12,859,000	都市計画局住宅室すま いまちづくり課	日本工営都市空間株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
御池公共地下道コンソーシアム
京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺町492番地の1
代表 京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
165,269,000円
- 7 契約内容
御池公共地下道の仕上材の点検管理業務，軽微な補修業務，清掃業務，出入口の開閉及び巡視業務，設備の管理業務及び軽微な補修業務，防犯・防災業務，光熱費の支払い業務，アート作品の維持管理業務等の御池公共地下道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
御池公共地下道及び接続通路部分の防災・防犯設備が，御池公共地下道コンソーシアムが管理する地下街の防災センターで一体管理するよう設計されており，不可分であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緑道維持管理業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,889,815円
- 7 契約内容
パセオ・ダイゴロー西館と一体的に構成されている緑道の清掃，植栽の管理，設備の管理・維持修繕に関する事及びI T V監視に関する事等の緑道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都醍醐センター株式会社の施設のひとつである防災センターが，パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており，不可分であるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,196,571円
- 7 契約内容
パセオ・ダイゴロー西館の京都市の所管施設（都市計画局，文化市民局，保健福祉局，教育委員会）が共用する部分の清掃，設備の管理・維持修繕に関すること及びI T V監視に関すること等の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都醍醐センター株式会社の施設のひとつである防災センターが，パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており，不可分であるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度烏丸公共地下道維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地
JR西日本京都SC開発株式会社
- 6 契約金額（税込み）
20,196,888円
- 7 契約内容
 - (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
 - (2) 水道料金の支払
 - (3) 清掃業務
 - (4) 警備業務
 - (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備の工事、維持及び運用に関する業務
 - (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
 - (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
 - (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
 - (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都駅前地下街ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にあることから京都駅前地下街ポルタの維持管理を行っている業者に維持管理業務を実施させることが必要であるため、当該業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月4日
- 4 履行期間
令和4年4月5日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）
12,010,000円
- 7 契約内容
優先地区以外の密集市街地における学区単位や路地・町単位の防災まちづくり活動に対し、防災まちづくりについての専門知識を有する者の派遣を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
優先地区以外の密集市街地や路地・町単位において防災まちづくり活動の支援を展開するためには、行政主導の支援ではなく、地域の主体的な防災まちづくり活動に向けた機運の醸成や、地域とまちづくりの専門家や民間事業者との連携のもと自発的かつ自立的に取組を進めていくことができる環境整備が必要不可欠である。
そのために、地域ごとの防災まちづくりのニーズを的確に把握したうえで、その課題に対応する専門家の適正を見極め適所に派遣することが必要である。
また、派遣する専門家自身の相談に応じることができる体制を整えるとともに、その他の専門家や実務者との交流を通じて防災まちづくりの支援を実効あるものとし、今後の展開を見据えた継続的な専門家の育成も必要である。
これらを踏まえ、以下の条件を満たす必要があるため、随意契約とする。
(1) 地域の主体的な防災まちづくりの取組やまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。
(2) 様々な分野の専門家や実務者との連携体制を有し、専門家の取組を支える体制が充実していること。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

以下の理由から、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため、契約の相手方とする。

- (1) センターは「まちづくり活動支援事業」を実施しており、まちづくりを進める中で生じる様々な問題の相談に応じながら、1日単位の専門家派遣（コンサルタント派遣）や1年単位の専門家派遣（コーディネーター派遣）を行っている。

この専門家派遣では、まちづくりコンサルタントや学識経験者、一級建築士など、多様な専門家を多数登録しており、多分野に渡る地域のまちづくりのニーズや状況に合わせて適材適所に専門家を派遣し、その成果として市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があることから、専門家のマッチングに優れていると認められる。

また、これらの取組の中で、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、前述のようなこれまでの実績においても防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められる。

- (2) 防災まちづくり専門家の業務範囲は多様であり、特に路地・町単位の取組においては建築基準法や都市計画法の活用から土地の分筆登記や道路整備まで多岐に渡るが、センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律、市民活動等多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりの実現に欠かせない実務を担うことができる専門家、実務者との協働のネットワークを活かし、派遣専門家自身の相談に応じたり、専門家相互の交流を促進するなど、派遣専門家の取組を支える体制が整っていると認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度地域主体のまちづくり支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市景観部景観政策課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上る梅湊町83番地の1
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）
16,200,000円
- 7 契約内容
 - ・まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援業務
 - ・担い手づくり検討業務
 - ・「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援業務
 - ・連絡協議会の活動支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

今後のまちづくりを一層推進するためには、現在の行政主導の支援によるものではなく、地域の主体的なまちづくり活動に向けた気運の醸成や、地域と多様な専門家との連携のもとに取組を進めていくことができる環境整備が不可欠である。そのためには、以下の要件を満たす必要がある。

 - ①本市のまちづくりに関わる制度及び政策に精通していること
 - ②地域の主体的なまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有しており、他の地域団体と連携しながら、当該団体を指導・育成できること。中でも、委託業務内容の大部分を占める専門家派遣事業については、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。

上記①の要件を満たす委託先候補としては、本市が景観法に基づき、専門家派遣事業をはじめとする、景観法第93条に掲げられた各業務を行うにふさわしいと認めた景観整備機構のみに限定される。現在、景観整備機構として指定しているのは、「公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）」（平成17年5月指定）と「NPO京都景観フォーラム」

(平成26年8月指定)の2者のみである。

2者のうち、上記②の要件を満たすのは、・指定年数が長く、他の地域団体を育成する地盤があること、・多種多様な専門家を擁していること、・長年にわたり、各地域に対する1年単位での専門家派遣を実施し、派遣事業のノウハウや地域の事情に精通していること等により、豊富な実績と経験を有するセンターのみである。

以上のことから、センターは本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行にあたって最も適正のある団体であると認められる。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

相手方が特定されるために随意契約を行う。(8参照)

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度木造住宅耐震化支援業務等委託
- 2 担当所属名
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
70,243,490円
- 7 契約内容
 - 1 木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業の申請に関する業務
 - (1) 木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣
 - (2) 京町家の基本計画作成
 - 2 普及啓発に関する業務
 - (1) すまいの耐震化等及びブロック塀等の安全対策の推進に向けた相談対応及び情報発信に関する事務
 - (2) 普及啓発に関する事務
 - (3) 京都市耐震改修促進ネットワークに関する業務
 - (4) 京都市内の耐震改修事業者及び耐震診断士に対する技術力向上の取組に関する業務
 - (5) その他関連する付帯事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託業務内容は住まいに関し、市民や事業者を対象とした情報発信・相談対応、地域と連携した普及啓発、木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業に係る申請受付を一貫して総合的に実施するものである。

地域と連携した普及啓発は、公的信用力により地域住民と信頼関係を構築し、円滑・弾力的かつ継続的に業務を遂行する経験が求められる。

木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業は、秘密厳守・公平性・中立性が求められる。

市民サービスの向上とすまいの良質化をより一層促進するため、本委託内容と関連する事業の相談や総合的な提案等のワンストップ窓口としての機能が求められる。

このため、営利を目的とする団体は委託になじまず、継続的・総合的な業務遂行能力が必要であり、随意契約理由として最大の理由である地域と連携した普及啓発及び京都市の利益増進につながる任務を担える唯一の団体である京都市住宅供給公社に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度近畿圏総合都市交通体系調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局 歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和4年7月1日
- 4 履行期間
令和4年7月2日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル
中央復建コンサルタンツ株式会社 京都営業所 所長 尾川憲市
- 6 契約金額（税込み）
12,222,100円
- 7 契約内容
 - ・計画準備
 - ・基礎集計
 - ・現状分析
 - ・各種会議の運営補助
 - ・報告書及び広報資料の作成
 - ・打合せ

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

近畿地方整備局（以下「整備局」という。）、近畿地方の各府県・政令指定都市（以下「府県市」という。）及び関係機関で構成する京阪神都市圏交通計画協議会（以下「協議会」という。）では、近畿圏内の様々な交通課題を検討し、望ましい交通体系の確立に資することを目的として、パーソントリップ調査及び物資流動調査を実施しており、令和4年度は、第6回近畿圏PT調査（令和3年度実施）で得られた回答データより、近畿圏の都市交通の動向を把握するための集計、様々なテーマに対応した現状分析を行うこととしている。

本業務の遂行には、単純な数値の集計だけでなく、過去の調査結果からの推移や、その要因についての分析及び全国や他都市との比較を含めた本市の特徴を十分に考慮した分析が必要であるため、幅広い見識と、高い分析能力・技術力を有している業者を選定する必要がある。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会において、令和4年5月20日に、中央復建コンサルタンツ株式会社が最適であると選定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通白川橋東六丁目今道町250番地の5
株式会社 コトナ
- 6 契約金額（税込み）
23,487,750円
- 7 契約内容
八条通の円滑な交通の確保を目的に、京都駅八条口一般車乗降場を利用する車両に対し、誘導及び啓発・指導等業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、誘導員の配置体制や駐停車車両に対する啓発や指導方法について提案を求めることで、より効率的かつ効果的に業務を遂行することができる。
また、本業務の履行においては、実施計画の策定や車両誘導や指導・啓発における高度なノウハウや幅広い見識を有することが不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、プロポーザル方式により特定した業者と随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和4年3月23日に開催した「京都駅八条口一般車乗降場における車両誘導・啓発等業務受託候補者選定委員会」において、株式会社コトナを受託候補者として特定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市安心すまいづくり推進事業に関する業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
70,472,600円
- 7 契約内容
 - (1) すまいに関する総合的な相談業務
 - (2) 住情報発信業務
 - (3) 事業者選定支援制度の設計及び運営
 - (4) 京都市居住支援協議会の運営
 - (5) 住教育・住育の推進
 - (6) 住宅の省エネルギー化推進に係る業務
 - (7) 分譲マンション管理アドバイザー派遣制度運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、住宅に関する多様な分野の情報発信を行うとともに、市民に寄り添ったすまいに関する相談や住宅に関する講座等の実施や住宅支援に係る事業の受付の実施等により、すまいに関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する必要がある。

そのため、受託者は、①住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、②公平かつ公正に住情報を提供でき、住宅セーフティネットとしての住宅相談に必要で公的な信用力を持っている、③すまいに関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行い、継続的かつ総合的な業務遂行能力を有すること、という3つの条件を全て満たしている必要がある。

京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、建築・不動産等の関係団体とのネットワークを通じた情報収集能力を活かし、効率的かつ効果的な業務遂行を行える体制を有し、上記の①③を満たす。また公社は、地方住宅供

給公社法に基づき、地方公共団体のみが出資し、国土交通大臣の許可を受けて設立した法人であるため、②を満たし、全ての条件を備える事業者が公社の他に存在しないことから、随意契約とする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記「8」のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市地域優良賃貸住宅制度に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
11,796,000円
- 7 契約内容
 - (1) 地域優良賃貸住宅の普及啓発及び情報提供に関すること。
 - (2) 地域優良賃貸住宅の供給計画に係る書類の受付及び指導に関すること。
 - (3) 地域優良賃貸住宅の供給計画及び賃貸計画に従った管理を行うための管理状況の把握及び指導に関すること。
 - (4) 地域優良賃貸住宅の家賃補助等に係る書類の受付及び指導に関すること。
 - (5) 地域優良賃貸住宅の入居希望者の資格審査及び選定に関すること。
 - (6) その他前各号に掲げる事項に附帯すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 制度普及啓発及び情報提供について
京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は全ての地域優良賃貸住宅の管理業務者として、本市は制度の実施主体として、制度の普及に努めているが、両事業者が行う広報・広告・宣伝は不可分のものであり、公社が委託先であれば、これらの業務を効率的に実施できる。
 - (2) 家賃補助に係る書類の受付及び指導について
公社は、オーナーとの管理委託契約により、全住宅の契約家賃等に係る情報を把握しているほか、入居者との賃貸借契約により、全入居者の家賃（入居者負担額）に関する情報を把握しているため、家賃補助に係る事務を効率的かつ円滑に実施できる。
 - (3) 入居希望者の資格審査及び選定について
運用通達（平成5年7月30日付け建設省住宅局長運用通達1(2)①viiiハ）において、「入居者の募集及び選定の手続のうち少なくとも入居者の資格審査及び選定については、その公正を担保する

ため地方住宅供給公社，地方住宅センター等で都道府県知事が定める者に委託して行うこととする。」と規定されており，これに該当する団体は，本市では公社のみである。以上より，本業務を実施できるのは公社のみであるため，競争入札には適さず，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき，随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市高経年マンション専門家派遣運營業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区田中飛鳥井町18
特定非営利活動法人マンションサポートネット
- 6 契約金額（税込み）
5, 174, 400円

7 契約内容

- (1) 現状把握（ヒアリング、建物外観調査）及び民泊への対応
- (2) 専門家派遣
- (3) 外部役員派遣
- (4) 要支援マンション解消に向けた提案

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

特定非営利マンションサポートネットは、マンション管理組合の目線に立ち管理組合が主体的にマンションの維持管理ができるようサポートを行うことを目的に設立された団体であり、マンション管理士、建築士及び法律職等、マンション管理支援に必要な専門的知識を有する人材が所属している。

要支援マンション等の管理の適正化を効果的に推進するためには、以下の3つの要件を満たす団体との契約が必要であるため、マンション管理士、建築士及び法律職等多様な専門家が属し、マンションに対して組織的な支援活動を行っている特定非営利活動法人マンションサポートネットに委託先が限定されるものである。

また、1つごとの要件を満たす団体は他に存在するが、当該業務については、築30年以上の要支援マンションの維持管理に関して、委託期間を通じて、専門的かつ継続的に派遣を行うものであり、業務を部分的に分けて委託することができないものである。

【要件1】

マンション管理に関する区分所有法をはじめ、マンション管理適正化法や建築分野、相続・登記等の権利に関する法令等、幅広い専門的知識を有していること。

【要件2】

管理組合の適正な運営に不可欠な区分所有者間の合意形成を円滑に進めるため、マンション管理や権利関係の諸問題に対応できる体制が整っていること。

【要件3】

諸問題の解決に係る多様な経験を有していること。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒野町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
72,457,159円
- 7 契約内容
 - ・洛西ニュータウン維持管理事業
洛西ニュータウンの良好な居住環境の維持のための洛西ニュータウン内外における土地及び市有地・施設等に関連する調査、調整、維持管理等（緑地、竹林公園、公共広場等）
 - ・洛西ニュータウン整備事業
洛西ニュータウン内にあるサブセンターの活性化を目的とした整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

よって本委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、京都市住宅供給公社との随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社（洛西事業部）所有の施設・土地が複雑に混在している。そのため、両者の所有する施設・土地を一体的なものとして、現

況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
代執行による特定空き家等の解体撤去業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年5月25日
(変更後) 令和4年8月22日
- 4 履行期間
契約締結の日の翌日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院石原町7番地の2
株式会社大坪組
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 7,128,000円
(変更後) 7,018,000円
- 7 契約内容
既存の建物等を解体し、発生した廃材を撤去、処分する。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
特定空き家等について、特に管理不全が著しく、その管理不全状態に起因し、近隣住民や通行者等の生命、身体又は財産に危害の及ぶおそれが高いこと、また、所有者に対して、空家特措法に基づく勧告及び命令を行ってきたが、現在に至っても必要な措置がなされておらず、自主是正が見込めないことから、行政代執行により、建築物の解体を行うものである。空家特措法第14条第9項に基づく代執行を実施するには、行政代執行法第3条第1項に基づく戒告を行う代執行を実施するという手順を踏むことになる。戒告の期限内に必要な措置が講じられなかった場合に代執行の実施が確定するが、公益性及び緊急性の観点から、直ちに措置を実施しなければならず、業務を委託する業者の選定も、極めて短期間に行う必要があるため。
なお、令和4年8月22日付けで、基礎・土間等の解体の未実施、家財残置物撤去作業の増加等の調整を行うため、契約変更を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

所有者等の執行妨害と言った緊急事態への対応や地域住民から注目を受けている危険な空き家への措置として、様々な問合せに臨機の対応が可能な業者が望ましいことから、緊急対応のための人員確保、社員教育等の社内体制が確立された業者のうち、都市総務課が行った解体工事の完成検査の工事成績評定点上位の3業者から見積合せを実施し、最も廉価な金額を提示した者を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
空き家相談窓口受付等業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条南河辺町85番地3
京都府行政書士会
- 6 契約金額（税込み）
13,275,000円
- 7 契約内容
本業務は、空き家所有者による自主改善をより効率的に進めるため、民間活力を活用した相談窓口を設置し、空き家の更なる活用・流通に向けた支援等を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、固定資産税、建築、不動産等、多様な専門知識・経験や様々な相談への対応力が必要である。
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容又は履行方法）におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新たな空き家利活用促進業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
令和4年9月21日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院安塚町58グリーンエクセル西院204
株式会社都市機能計画室
- 6 契約金額（税込み）
14,960,000円
- 7 契約内容
本業務は若者・子育て層の流出という都市課題に対して、市場性の低い中古住宅を活用し、次代のまちの担い手となる層が魅力に感じ、選択できる多様なすまいの実現可能な供給策及び情報発信を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、建築、不動産、金融、メディア等の多様な専門知識、経験及びプロジェクトの進行に向けて多様な主体をまとめるファシリテーション力や対応力が必要である。
このため、本業務の委託に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容又は履行方法）におけるプロポーザルによって契約の相手方を選定する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、適切に業務を履行できるものとして判断されたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市営住宅の管理に関する協定
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社

- 6 契約金額（税込み）
金4,121,873,000円

- 7 契約内容
京都市市営住宅の管理代行及び公金収納委託

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

管理代行制度は、地域において管理主体が異なる公的賃貸住宅を一体的に管理し、管理の一層の効率化を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするために創設されたもので、本市以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が本市の同意に基づき、その管理を代わって行うことができるとされているものである。

本市では、公的賃貸住宅を一体的に管理することで、サービスを拡充すること、また、事実行為から権限行使までを一貫して実施することによって業務の効率化を図ることを目的に、管理代行制度を活用している。

管理代行者は公営住宅法第47条第1項により、本市を所管区域とする京都府、京都府住宅供給公社又は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に限定されるが、京都府及び京都府住宅供給公社には代行の意志がないため、公社に限定される。

また、家賃等の収納に関する業務や公営住宅以外の住宅は管理代行制度の対象外であるが、市内各地に公営住宅と改良住宅等が混在していること、公営住宅と一体化した住宅管理システムを構築していることなどから、一部の業務や一部の住宅の管理を公営住宅と切り離して別の団体に委託して行うことは運営面・コスト面において非効率であることから、本業務を実施できるのは公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

- 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
被災者向け住宅情報センター運営に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金5,294,000円
- 7 契約内容
被災者向け住宅情報センター運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、公営住宅・民間住宅の別を問わず、ワンストップで実施し迅速に対応する能力が必要である（公営住宅の提供に当たっては、火災等被災者を含め本件委託業務の対象となる被災者全てに迅速に対応する能力が求められる）。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者を含めた公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
被災者向け住宅情報センターの運営に関する業務等
- 2 担当所属名
都市計画局住宅管理課
- 3 契約締結日
令和4年6月20日
- 4 履行期間
令和4年6月20日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社

- 6 契約金額（税込み）
金11,000,000円

- 7 契約内容
ウクライナからの戦災避難民への住宅の提供に関する業務

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

戦災避難民に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には戦災避難民への住宅提供を、迅速に対応する能力が必要とされる。委託先には、実施に際し迅速に対応する能力が必要であり、本市のワンストップ窓口と密な連携が求められる。

一方で、京都市住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、戦災避難民の公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施に当たり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため。

- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住宅管理システム運用・保守対応業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住宅管理システム運用・保守対応業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金37,474,250円
- 7 契約内容
住宅管理システムの安定的な稼働を目的とするための運用保守業務及び改修、障害対応等。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務を安定かつ確実に遂行するためには、住宅管理システムの既存の機能や構造に係る知識が必要である事に加え、住宅管理システムの構築及び運用を実施し、同システムに関する排他的な著作権を有する日本電気株式会社のみが履行可能であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
錦林市営住宅境界確定等業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
契約の日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地 京都土地家屋調査士会館3階
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
6, 187, 500円
- 7 契約内容
土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託先の選定に当たっては、業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。
(1)本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。
(2)本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
(3)業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。
(京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照)
※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html
(4)本件については、令和5年度の住棟の建替えに係る都市計画法第34条の2による協議（開発許可の特例）に向けて、今年度末までに認定道路の廃止及び認定道路の明示を完了させる必要がある、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。
上記（1）から（4）を満たす者は、公嘱協会のみである。
また、（4）に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査

若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2 (1) ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告

- 1 件名
団地再生事業（錦林市営住宅）開発行為協議書等作成業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和4年9月22日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極蕨開町12番地
第一測量設計株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,549,000円
- 7 契約内容
錦林市営住宅における団地再生事業において、開発行為の許可を受けるため、必要となる協議書等の作成及び手続きを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - ① 本業務委託は、一般競争入札に付し、令和4年8月5日に開札した。入札には一者が参加したが、審査の結果、入札参加資格に付する技術要件に関する提出書類に不備があったことから、技術要件を満たさず、入札不成立となった。
 - ② 本業務委託の入札は、①により、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」における「6 競争入札に付し入札者がいないとき（令第167条の2第1項第8号前段）」に該当する。
 - ③ 書類不備により入札無効となった一者が資格を有していることを確認できる場合は、契約事務規則第27条ただし書の【特別な理由があるとき】にあたり、その一者と価格交渉を行ったため。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
三条・岡崎市営住宅団地再生事業に伴う底地整理等業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和4年6月30日
- 4 履行期間
令和4年7月1日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額（税込み）
9,999,000円
- 7 契約内容
底地整理等業務委託
 - (1) 調査業務
 - ア 資料調査
 - (ア) 公簿類 14筆
 - イ 現地調査
 - ② 筆界業務
 - (ア) 多角測量 1点
 - (イ) 復元測量 5点
 - (ウ) 画地調整 6区画
加算1区画 6区画
 - ③ 立会業務
 - (イ) 公共用地
C. ランク 83点
 - (2) 測量業務
 - ア 面積測量 16,989㎡
 - ウ 境界標設置
 - (イ) 境界標埋設 7点
 - (3) 申請手続
 - ア 土地表題登記 4筆
 - イ 筆数加算 1筆
 - ウ 地積更正・分筆登記 3筆

エ	土地地積更正登記	2筆
オ	土地合筆登記	2筆
カ	筆数加算	25筆
キ	建物滅失登記	6筆

(4) 書類の作成等

ア	調査報告書	17嘱託
イ	地形図	3通
ウ	現地調査費	4通
ウ	押印収集	1件
オ	法務局との協議等	1

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託先の選定に当たっては、業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

- (1)本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること（京都市契約事務規則第26条の2）。
- (2)本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。
- (3)業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

（京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照）

※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html

- (4)本件については、令和5年度の住棟の建替えに係る都市計画法第34条の2による協議（開発許可の特例）に向けて、今年度末までに認定道路の廃止及び認定道路の明示を完了させる必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

上記（1）から（4）を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、（4）に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2（1）ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
壬生東市営住宅に係る境界確定等業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
令和3年6月14日
(変更①) 令和4年7月26日
(変更後) 令和4年9月29日
- 4 履行期間
令和3年6月14日から令和4年7月29日
(変更①) 令和4年9月30日
(変更後) 令和4年11月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 6 契約金額 (税込み)
7, 473, 400円
- 7 契約内容
壬生東市営住宅団地再生事業において開発協議を進めるにあたり、未確定となっている土地境界を確定させる必要があることから境界確定を行う。
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
壬生東市営住宅の境界確定等業務において、道路及び土地申請箇所の特定を行うにあたり、古い既存明示図の制度が低いと判明したため、精度の確認及び復元作業が必要となり現地立会い後の土地境界明示書作成業務が遅れたことに加え、隣接者との押印収集に時間を要したため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務は、本市が所有する土地と隣接する土地の地権者との土地境界を調査し、測量、境界立会、登記などを実施するもので、本市の土地事情に精通しており、かつ、多岐にわたる専門的な知識が必要であり、その性質、目的が競争入札に適しないものである。

また、当団地の敷地は、境界の未確定地が非常に多い状況にあり、更新棟の建替工事の実施前に伴い、団地全体の開発協議を進める必要があることから、対象となる範囲全ての境界確定作業を円滑かつ遅滞なく進めることが不可欠である。

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）は、事務所を京都市内に置き多数の調査士が所属し、京都府知事に京都府下を専門として活動を認められている唯一の団体であることから、本市の土地事情に精通しており、業務の迅速かつ適切な執行が可能である。また、官公庁の依頼を受けて土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を行うことをその業務とする公益法人であり、公共事業の特性を深く理解していることから、円滑な業務の遂行が可能である。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2（1）ウに該当すると解されるため、本協会に委託を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

桃陵市営住宅敷地に係る境界確定等業務委託

2 担当所属名

都市計画局住宅室すまいまちづくり課

3 契約締結日

(当初) 令和3年6月23日

(変更①) 令和4年3月25日

(変更後) 令和4年9月30日

4 履行期間

(当初) 契約の日から令和4年3月31日まで

(変更①) 契約の日から令和4年9月30日まで

(変更後) 契約の日から令和4年12月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額 (税込み)

(当初) 5,402,100円

(変更後) 5,987,300円

7 契約内容

桃陵市営住宅地に係る境界確定、土地地積更正及び分筆登記業務の委託

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

(1) 分筆登記申請業務の追加

桃陵市営住宅の西側道路(南浜消防分団前)の一部について、公図上は道路敷地となっているが、実際は市営住宅敷地となっており、公図と現況に不一致が生じていることが判明した。

この件については、昭和49年度に建設局において現況に合わせた形で変更手続きの検討を進めていたが、内部の方針決定に留まり、分筆登記申請にまで至っていなかったことによるものである。

法務局との協議の結果、道路敷地の一部を分筆のうえ、市営住宅敷地として取り込むことで、公図と現況を一致させる方向で進めている。

しかしながら、当初契約において、公図と現況を一致させるための分筆登記業務(1筆)を見込んでいなかったため、業務を追加(増額変更)する必要がある。

また、改めて法務局とも協議のうえ、測量範囲を確定させる必要があるため、当初契約期間を延長する必要がある。

(2) 地図訂正業務の追加

桃陵市営住宅北東部分において、公図と現況が一致していないことが判明したため、団地北東部分の地権者との境界確定に当たり、法務局に地図訂正を申請する必要がある（現況では、市有地と隣接している土地が公図では隣接していないため、土地の権利関係が不明確であることから、資産管理課にて明示図に本市の押印ができない状態にある）。

しかしながら、当初契約において、地図訂正業務を見込んでいなかったため、当該業務を追加（増額変更）する必要がある。

なお、地図訂正についても、上記と同様に当初の契約期間を延長する必要がある。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の適正な管理及び処分に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

委託先の選定に当たっては、このような業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるほか、本件業務の性格上、以下の技術要件を満たす必要がある。

(1) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(京都市契約事務規則第26条の2)。

(2) 本市内に事務所を有すること（京都市公契約基本条例第6条）。

(3) 業務の性質上、表題登記業務までを行う必要があるため、本市において同様の形態の土地の表示登記業務を行っている京都土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士法人又は公益社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）のいずれかであること（土地家屋調査士法第68条）。

(京都土地家屋調査士会「法人会員の情報※」参照)

※http://www.chosashi-kyoto.or.jp/search_membership.html

(4) 本件については、本業務の結果を踏まえて早期に団地再生事業を検討する必要があり、迅速かつ適正な業務遂行に向けた体制等が求められるため、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの研修の実施などを行っていること。

以上(1)から(4)を満たす者は、公嘱協会のみである。

また、(4)に関し、公嘱協会については、土地家屋調査士法第63条の規定により官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行うものによる不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、多数の土地家屋調査士が所属している。

したがって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウの「特定の1者しか履行できないもの」に該当すると解されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公嘱協会に業務委託するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市崇仁住宅地区改良事業及び土地区画整理事業に係る計画変更等検討業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
(当初) 令和3年7月1日
(変更①) 令和4年3月31日
(変更後) 令和4年9月26日
- 4 履行期間
(当初) 令和3年7月2日から令和4年3月31日まで
(変更①) 令和3年7月2日から令和4年9月30日まで
(変更後) 令和3年7月2日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338番地
日本工営都市空間株式会社 京都事務所
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 11,547,800円
(変更①) 11,547,800円
(変更後) 12,859,000円
- 7 契約内容
 - ・ 住宅地区改良事業の早期完了に向けた事業手法等検討業務
 - ・ 住宅地区改良事業計画変更に係る資料作成業務
 - ・ 土地区画整理事業計画変更に係る資料作成業務
 - ・ 換地設計修正業務、道路詳細修正設計
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
 - ・ 住宅地区改良事業計画変更に伴い、道路及び下水詳細設計の対象道路を変更する。
 - ・ 新たな土地等の利活用をできる限り早期に実現するため、用地買収状況を考慮した効率的な公共施設整備ステップの検討業務を追加する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務は、本市で整備が必要な公共施設について、民間の資金を活用することにより、本市の財政負担の縮減や公共施設の整備期間短縮となる事業スキームを検討することで、結果的に住宅地区改良事業及び土地区画整理事業の早期完了を実現し、新たな土地等の利活用が早期に可能となる事業手法を導き出す業務である。

また、検討に際しては、本市が同時期に実施する、国土交通省等の関係機関との協議内容を踏まえたうえで、国庫補助金の返還等による本市の財政負担が最小となる換地設計の見直しも含めた資金計画をとりまとめるとともに、本市の貸与する「京都市崇仁地域の土地利用に関する調査資料」の都市機能の誘導方針に従って、住宅地区改良事業計画の変更内容及び各街区における公共施設等の整備内容を明確にすることとしている。

このため、本業務の遂行に当たっては、住宅地区改良事業に関する知識に加えて、本市と民間事業者との役割分担を踏まえたうえで、民間資金を活用した最適な事業手法の選定ができる総合的な能力、更には、土地区画整理事業で実施する換地設計や道路の詳細設計等の専門性の高い能力等、特に高度な知識や技術力を要するもので、当該業務の遂行に際しての体制や課題に対する提案を求めることで、提案するものの知識、技術力及び経験等の能力の審査を行い、価格以外の要素も考慮したうえで受託者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定した。

11 その他